

掛川市選挙管理委員会告示第18号

平成28年7月10日執行の参議院静岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成28年6月22日

掛川市選挙管理委員会  
委員長 大場 浩

- 1 投票所名 第21投票所
- 2 閉じる時刻 午後7時